

子宮頸がん検診料助成交付要領

(令和2年1月29日制定)

(目的)

第1条 この要領は、神戸市職員共済組合定款第34条の12の規定ならびに神戸市職員共済組合保健事業に関する規程に基づき実施する子宮頸がん検診料助成事業の助成金交付に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 組合員及び被扶養者。ただし、同一年度内に共済組合が実施する人間ドックの婦人科検診を受ける者は除く。

(対象費用)

第3条 対象となる費用は、組合員及び被扶養者が当該年度中に実施した保険適用外の子宮頸がん検診の費用（病理細胞診のみ。子宮体がん検診および特殊検査（超音波、CTなど）の費用は除く。）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内で前条対象費用のうち自己負担額とする。

(助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、子宮頸がん検診料助成請求書を理事長あてに提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 理事長は、この要領に定める要件を満たす請求があったときは、原則年度末までに助成金を交付する。

(委任)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局次長が定める。

附 則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。